

## 1 通信回線による電子計算機の結合について

### 1 諮問事項

千葉市で管理している指定居宅サービス事業者等に関する個人情報を千葉県と電子計算機の結合を行い提供することについて

根拠法令：千葉市個人情報保護条例第10条第3項

### 2 介護保険指定機関等管理システム（障害者総合支援法指定事業所管理システム）の概要 『審議資料 P2参照』

### 3 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的

【名称】 指定事業者等の登録事務

【目的】 千葉市で指定した事業者情報の登録及び変更等の管理  
千葉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）へ千葉県を通して事業者情報を提供する

### 4 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称

保健福祉局高齢障害部介護保険課・高齢施設課・障害企画課

### 5 提供する個人情報の対象者の範囲及び項目

【対象者の範囲】 千葉市で指定した介護保険事業者・障害福祉サービス事業者全て

【項目】 管理者：氏名・住所（介護・障害システム共通）  
介護支援専門員：登録番号（介護システムのみ）

### 6 結合先

・報酬審査事務に係る国保連への情報提供 ※本システムは、千葉県・船橋市・柏市と共用しているが、千葉県のみ個人情報を抽出して閲覧出来る機能があるため、千葉県だけが条例の適用を受ける結合先となる。  
千葉県健康福祉部保険指導課  
千葉県健康福祉部障害福祉課

### 7 システムを利用する理由

①情報のデータベース化及び一元管理（介護・障害システム共通）

事業者の指定、監査等を適切に行うためには、最新の事業者情報の把握が不可欠である。事業所数も膨大なため、情報の更新をしていくためにはデータベースでの管理が適切である。

また、現在個人情報に関してはエクセルで別途管理しているため、システムを利用することにより全ての事業者情報を一元管理出来る。

②介護支援専門員の二重登録防止（介護システムのみ）

介護保険指定機関等管理システムには、介護支援専門員の二重登録をチェックする機能があり、この機能を使用すれば県内の事業所の介護支援専門員が不正に二重登録を行っていないか確認出来るので、基準違反等の有力情報として活用出来る。

### 8 結合を行う理由

・介護報酬等審査事務に係る国保連への情報提供（介護・障害システム共通）

国保連は、介護報酬等の審査支払業務を県内の市町村から受託している。支払いに当たっては指定権者が保有する最新の事業者情報と事業所からの請求を突合させてチェックを行っており、最新情報は毎月千葉県が県内の市町村の情報をまとめて国保連に提供している。（現在は個人情報以外の事業者情報を提供している。）

国保連では介護支援専門員の名義貸し等の不正請求を防ぐため、個人情報もチェック項目にする方針である。そのため、個人情報を含めた最新の事業者情報を国保連に提供する必要がある。

本来は、千葉市から国保連へ情報提供すべきだが、国保連のシステムが県単位での情報提供にしか対応しておらず、千葉県が千葉市・船橋市・柏市の事業者情報分も含めて情報を提供しなければならないため、千葉県とデータ結合を行う必要がある。

### 9 提供及び結合の条件

千葉県個人情報保護条例の規定を遵守し、提供する個人情報は国保連への情報提供以外の目的で使用しないこと。

### 10 個人情報の保護措置

(1) 設置場所の保護：サーバーの設置場所への入室はICカード、生体認証、赤外線センサー、監視カメラで管理している。

(2) アクセス制御：利用者にそれぞれIDとパスワードを付与し、各機関の認証を行うことで、データに対するアクセス制御を行っている。

(3) 暗号化通信：行政専用ネットワークを利用し、暗号化通信（SSL）を採用。

(4) 不正アクセス対策：ファイアーウォールの導入

(5) 監視：システムに対して侵入探知システム（IDS）を設置し、動作確認を行っている。

(6) マスキング：システムの閲覧の際、個人情報等に関しては千葉県・船橋市・柏市に対してマスキング表示（閲覧不能）となっている。

(7) 契約について：「介護保険指定機関等管理システムLGWAN-ASPサービス利用契約書」において、次の内容が盛り込まれている。（障害者総合支援法指定事業所管理システムLGWAN-ASPサービス利用契約書も同じ。）

「情報資産取扱特記事項」では、秘密の保持・目的外利用又は提供の禁止・複写等の禁止が明記されている。